生活の場面別不当な差別的取扱い・合理的配慮の例

|  |  |
| --- | --- |
| 生活の場面 | ×不当な差別的取扱い・〇合理的配慮の例 |
| 病院・福祉施設など  （医療従事者/福祉事業者）ほか | ×本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。  ○車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。 |
| 交 通（鉄道・バスなど） | ×障害があることのみをもって、乗車を拒否する。 |
| 住まい（宅地建物取引業者） | ×障害者向け物件は扱っていないと門前払いする。  ○最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する。 |
| 小売店など | ○お金を渡す際に紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。 |
| 飲食店など（衛生事業者）ほか | ×身体障害者補助犬の同伴を拒否する。  ○メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする。 |

　　具体例については、事業者を所管する主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）に規定されています。

　　また、内閣府のホームページの「合理的配慮サーチ」でも紹介されています。

　　×　障害を理由にサービスの提供を拒否してはいけません

　　○　写真などを使った分かりやすい表現で説明するよう努めましょう